

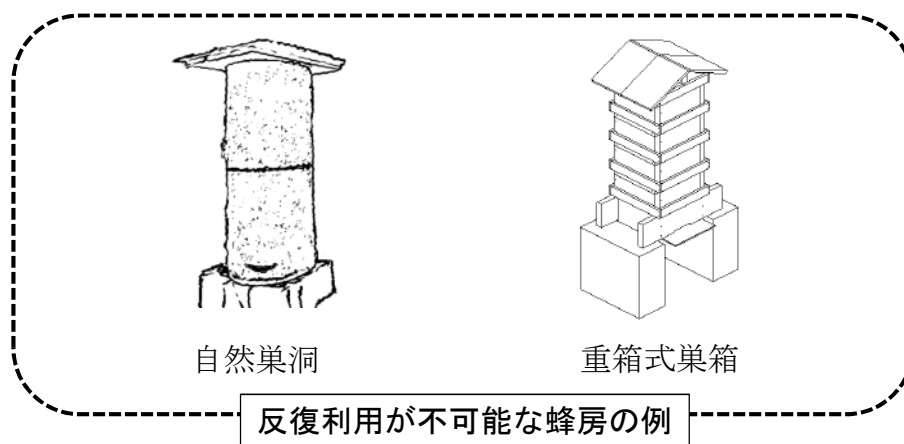
～蜜蜂を飼育している皆様へ～



飼育届の提出をお願いします



- ✓届出対象
原則として蜜蜂を飼育している全ての方
- ✓届出対象外
蜂蜜等の生産物を販売等をしていない
かつ反復利用が不可能な蜂房を利用している



- ✓届出内容
1月1日現在の飼育場所、飼育群数及び年間の飼育計画等
(飼育届記入例は別紙のとおり)
- ✓届出場所
住所地を管轄する県農林水産事務所または市町村
<参考>県畜産関係機関

機関名	所在地	電話	管轄市町村
東三河 農林水産事務所	豊橋市八町通 5丁目4	0532-54-5111	豊橋市、豊川市 蒲郡市、田原市
新城設楽 農林水産事務所	北設楽郡設楽町田 口字小貝津6の2	0536-62-0545	新城市 北設楽郡

- ✓届出期間
1月4日から1月31日まで
(届出期間以降に飼育を始めた方については、随時受け付けます)
ご不明な点がございましたら、農林水産事務所までお問い合わせ下さい

☆飼育届記入例

別紙様式1

蜜蜂飼育届・飼育変更届 参考記入例

平成 年 月 日

愛知県知事殿

住所
電話番号
氏名又は名称
及び代表者氏名

1月1日現在の飼育場所が複数ある場合は、記入できる範囲で飼育場所を記載し、その他は年間飼育計画の中で記入してください。

1月1日現在の飼育群数の合計を記入のこと。ただし、販売群又は花粉交配群を生産している場合は、その基礎で換算し合算してください。また、買出をしている場合、その群数はこの飼育群数には含まず、下欄の飼育計画の中で記入してください。

養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定により下記のとおり(蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届)を提出します。

1 平成 年 1月 1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育群数
〇〇市〇〇町〇〇字〇〇△△番地△ 30群、〇〇市××町〇〇字〇〇△△番地△ 20群、ほか△△市に1か所20群	70 (内ニホンミツバチ1群)

2 平成 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大計画群数	飼育期間
〇〇市〇〇町〇〇字〇〇△△番地△	45(採蜜)	1月 1日から 12月 31日まで
〇〇市××町〇〇字〇〇△△番地△	30(越冬)	1月 1日から 4月 15日まで
△△市××町〇〇字〇〇△△番地△	30(越冬)	1月 1日から 4月 15日まで
××県××市××町××字××番地	60(採蜜)	4月 16日から 10月 31日まで
〇〇市××町〇〇字〇〇△△番地△	30(越冬)	11月 1日から12月 31日まで
△△市××町〇〇字〇〇△△番地△	30(越冬)	11月 1日から12月 31日まで
		月 日から 月 日まで
イチゴの花粉交配用として〇〇市〇〇町地内(又は〇〇農協〇〇支店管内)に買出	20	1月 1日から 4月 30日まで
〇〇の花粉交配用として〇〇市〇〇町地内(又は〇〇農協〇〇支店管内)に買出	20	10月 1日から12月 31日まで

ニホンミツバチの場合はその旨記入してください。

飼育群数の増加による変更届の提出を少なくするため、期間中の最大飼育群数を記入することになりました。従って、1月1日の飼育群数より計画群数の合計が多くなる場合があります。できれば、主たる飼育目的(採蜜、花粉交配、越冬等)を記入してください。

花粉交配用として買出す場合で、番地まで記入困難な場合、下記のようにまとめて記載も可。

- 備考
- (1) 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
 - (2) 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
 - (3) 飼育場所は字、番地まで記入すること。
 - (4) 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

☆飼育届ダウンロード方法

「みつばちを飼育する方へ 愛知県」と検索

⇒蜜蜂飼育届・飼育変更届 [飼育届・飼育変更届 \[Excel ファイル/28KB\]](#)

を選択